

八代港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭 4 8. 5. 15 公示)
(平 1. 7. 1 追加)
(平 3. 12. 1 追加)
(平 7. 11. 28 追加)
(平 17. 4. 1 変更)
(平 22. 3. 12 変更)
(平 30. 4. 17 変更)
(平 31. 4. 1 変更)

1. 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
八 代 港	(1) 八代外港 1 号岸壁 (水深 10m、延長 185m)	八代市新港町 1 丁目 25 番 9、 同市新港町 2 丁目 19 番 7	
	(2) 八代外港 2 号岸壁 (水深 10m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 19 番 7、 同市新港町 2 丁目 19 番 8	
	(3) 八代外港 3 号岸壁 (水深 12m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 20 番 10	
	(4) 八代外港 4 号岸壁 (水深 12m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 21 番	
	(5) 八代外港 5 号岸壁 (水深 14m、延長 280m)	八代市新港町 3 丁目 12 番	
	(6) 八代外港 6 号岸壁 (水深 12m、延長 200m)	八代市新港町 4 丁目 13 番	
	(7) 八代外港 11 号、12 号岸壁 (水深 7.5m、延長 260m)	八代市新港町 1 丁目地先	
	(8) 八代外港 13 号岸壁 (水深 9 m、延長 165m)	八代市新港町 1 丁目 22 番	

2. 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
八 代 港	(1) 八代外港 1 号岸壁 (水深 10m、延長 185m)	八代市新港町 1 丁目 25 番 9、 同市新港町 2 丁目 19 番 7	ただし、当該 岸壁に接岸し た船舶にその 接岸場所から 直接積卸する 場合に限る。
	(2) 八代外港 2 号岸壁 (水深 10m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 19 番 7、 同市新港町 2 丁目 19 番 8	
	(3) 八代外港 3 号岸壁 (水深 12m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 20 番 10	
	(4) 八代外港 4 号岸壁 (水深 12m、延長 185m)	八代市新港町 2 丁目 21 番	
	(5) 八代外港 5 号岸壁 (水深 14m、延長 280m)	八代市新港町 3 丁目 12 番	
	(6) 八代外港 6 号岸壁 (水深 12m、延長 200m)	八代市新港町 4 丁目 13 番	
	(7) 八代外港 11 号、12 号岸壁 (水深 7.5m、延長 260m)	八代市新港町 1 丁目地先	
	(8) 八代外港 13 号岸壁 (水深 9 m、延長 165m)	八代市新港町 1 丁目 22 番	

3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
八 代 港	<p>(1) 1番ゲート (八代外港 6号岸壁に接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(2) 3番ゲート (八代外港 5号岸壁から 6号岸壁に接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(3) 4番及び5番、6番及び7番、8番、9番ゲート (八代外港 1号岸壁から 4号岸壁に接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(4) 10番、11番及び12番ゲート (八代外港 11号岸壁から 12号岸壁に接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(5) 八代外港 13号岸壁</p>	<p>八代市新港町4丁目12番</p> <p>八代市新港町3丁目12番</p> <p>八代市新港町2丁目21番、 同市新港町2丁目20番1、 同市新港町2丁目19番1、 同市新港町1丁目19番7</p> <p>八代市新港町1丁目15番、 同市新港町1丁目14番</p> <p>八代市新港町1丁目22番</p>	<p>ただし、(1)から(4)に掲げる場所において、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。</p> <p>ただし、(5)に掲げる岸壁において、同岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接交通する場合に限る。</p>